岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課長

# 事業所対応向上講師派遣事業の利用について(ご案内)

平素から、本市の介護保険行政にご協力とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では介護人材の育成と定着に取り組んでおり、事業所の困難事例への対応力強化 や事務効率化を支援するため、本年度も事業所対応向上講師派遣事業を実施いたします。

つきましては、下記をご参照の上、本事業を積極的にご活用いただきますよう、ご案内いた します。

記

# 1 事業要領

(1) 申込方法

派遣を希望される事業所は、別添の「事業所対応向上講師派遣事業申込票」へご記入の上、下記の担当課まで郵送・ファクス・Eメールによりお申し込みください。 相談内容により、講師を選定の上、日程調整を行い、派遣します。

(2)派遣回数等

派遣は1日1回、2時間程度とし、1つの事例について原則として2回までとします。

(3) 募集期間

令和3年2月末までとし、予定の派遣件数に到達した場合は、年度途中でも事業を終了することがあります。

(4) 費用、その他

相談料は無料です。その他、詳細については、担当課へお尋ねください。

- 2 懸案や困難事例の具体例
  - ・利用者の尊厳を守るための身体拘束を行わないケア
  - ・共同生活になじみにくい入所者や利用者への対応
  - ・介護保険施設やグループホーム等での効果的なケアマネジメントの実践
  - ・本人要因と家族要因が重複し、支援計画が立てにくい
  - 効率的な勤務計画と事務分担
    - ※<u>利用者・家族からの苦情対応、損害賠償、経理に関する事例などは対象外</u>とし、相談 内容に対応可能かどうか、事前に協議させていただきます。
- 3 派遣予定講師【順不同/敬称·役職省略】
  - 一般社団法人岡山県介護支援専門員協会から推薦

堀部 徹 田中 郁子 矢庭 さゆり 栗井 太子 草野 貴史 秋山 尚子 小南 静香 二宮 崇 坂本 綾子

- ※ご依頼の懸案事例により、**同協会と協議・相談の上、上記の講師の中から派遣すること** になります。
- 4 担 当

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 訪問居宅事業者係

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

電話:086-212-1012 FAX:086-221-3010

E-mail 事業者指導課宛 ji2\_shidou@city.okayama.lg.jp

# 事業所対応向上講師派遣事業申込票

			年	月	日
事業所名及 びサービス 種別					
所在地	₹				
担当者名					
連絡先	TEL	FAX			
连桁九	E-mail				
事例の内容 (できるだけ 具体的に)					
	第1希望				
講師派遣 希望日	第2希望				
	第3希望				
※講師					

# 事業所対応向上講師派遣事業報告書

NO.

_								<u> </u>	月	
事業所名及 びサービス 種別								_	_	
所在地	₸									
担当者名										
連絡先	TEL			F	AX					
是相见	E-mail									
	・訪問日時	月	日(	)	時	分 ~	時	分		
	・援助内容									
対応状況										
<u> </u>										
			継続	•		完結				
講師名										

# 「岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について

日頃より、本市の介護保険制度の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、感謝いたしております。

さて、本課では、令和3年度中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」及び「看護小規模 多機能型居宅介護事業所」(以下「対象事業所」という。)を開設するための経費を主対象とする「岡 山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について、募集を行います。

つきましては、募集要項の準備でき次第、下記のホームページに掲載しますので、要件をご確認の 上、対象事業所の開設に当たっては、その活用についてご検討をお願いいたします。

# <掲載 HP アドレス>

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000007760.html

## <補助事業の概要>

# 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

- ○「整備助成補助金」
- ・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (要件あり)
- ○「開設準備経費等支援補助金」
  - ・対象経費事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴 う工事請負費を含む。)報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工 事請負費。(要件あり)

# 2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

- ○「整備助成補助金」
  - ・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(要件あり)
- ○「開設準備経費等支援補助金」
  - ・対象経費 事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。(要件あり)

問い合わせ先

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 訪問居宅事業者係 電話 086-212-1012 通所事業者係 電話 086-212-1013

# 岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

1 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づくサービスの提供中に事故が発生した 場合における事業者及び施設(以下「事業者等」という。)からの本市への報告は、この 要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所 の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険 者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管 課(以下「所管課」という。)とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用 者の過失の有無は問わない。
  - (1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故
    - ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。 ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある 場合は報告の対象とする。
    - イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない)
    - ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は 外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告 するものとする。
    - エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故 (警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。
    - オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車してい たときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故
      - (注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している 時間すべてをいう。
  - (2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故
  - (3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事(利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報の紛失・流出等をいう)、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故

(4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

(第1報)

5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第1報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに(遅くとも3日以内に)第1報を報告するものとする。

(第2報)

6 事業者等は、第1報の報告後、おおむね1か月以内に、別添の報告様式第2報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第2報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第1報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

(第2報後の報告)

7 事業者等は、第2報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での 進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故 処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時 点で最終報告書(様式任意)を報告するものとする。

(資料の提出)

- 8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。 (死亡報告)
- 9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書(様式任意)を提出するものとする。

(所管課の対応)

- 10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。
- 11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。
- 12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。
  - (1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合
  - (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
  - (3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合 附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市·岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

岡山市長 様

# 介護保険事業者 • 事故報告書

第1報(発生後3日以内)

77 TR (儿工)	X 0 1 5/1 1/		1	
事業所番号		サービス種類		
名称				
所 在 地				
報告者	職名氏名		電 話 (	)
被保険者番号		氏 名		男・女
生 年 月 日	明・大・昭 年 月 日( 歳)	要介護度	要支援()・	要介護(  )
発 生 日 時	令和 年 月 日( )	午前・午後	時 分頃	発生・発見
発生場所	居室 食堂 デイルーム 機能訓練室 『 その他( )	廊下/ホール	トイレ 風呂/脱衣所	屋外 不明
事故時の状況	移動中 移乗 立ち上がり 座位 臥床	食事中 その	か他 (	)
種 別	転倒 転落 誤嚥/異食 誤薬 失踪 交	通事故 感染	症等 ( ) その	)他( )
事故結果	1回受診 通院 入院 死亡			
*最も症状の重いもの	骨折 打撲/捻挫 切傷/擦過傷 感染症	肺炎/窒息	様子観察をの他(	)
自 立 度	自立 J() A() B() C()	認知症度	自立 I II()	III ( ) IV M
事故の概要			報告先	報告・説明日時
(経緯や計広 介証	雙者の有無、関係機関への連絡状況等を時系列で記	コス オスァレ)	看護師	/ :
(ル土ル中 く ハ)ルいく ノービ	文化·2.11 次 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以		医師	/ :
			管理者	/ :
			家族:続柄()	/ :
			担当ケアマネ	/ :
			111// 1	/ :
			保険者	/ :
			PRIOCE E	,

第2報:令和 年 月 日

岡山市長 様

□ 報告完了

# 介護保険事業者 • 事故報告書

<b>书</b> ∠知(弗Ⅰ和	1を悩む1/	万月以内,	1					另 1 報報日	11日:11日日	<b>+</b>	月 日
事業所番号						サーヒ゛ス	種類				
名 称											
報告者	職名			氏 名				電 話	(	)	
被保険者番号						氏	名				男・女
発 生 日 時	令和	年	月	日 (	)	午前•	午後	時	分 頃	発生•	発見
第1報後の対応	亡										
49 中 停		¢ስ/ ◊ተ፡ \	fur	- <del></del>							
	有(完結・	継続)	無	未交渉							
事故の原因											
再発防止に関っ											
再発防止協議				目							
参加職	重:										

<sup>※</sup> 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

(令和2年6月12日 Ver.1)

社会福祉施設等における

新型コロナウイルス感染症対策の手引き

岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部

# はじめに

ノロウイルス感染症やインフルエンザに代表される主に冬場に流行する感染症への対策に、従来から取り組んできていただいています。従来の感染症対策でも、日常のケアと発生時の対策、それぞれの準備が必要でした。そして、日常のケアにおける感染対策と、発生時の対策とは必ずしも平行しません。日常の感染対策は万全であっても、発生時には著しい混乱をきたしてしまう施設もあれば、逆に、日常ケアは必ずしも万全でなくても、発生時の危機管理対応は非常に素晴らしい施設もあります。

今回シナリオ演習を企画した 4 月中旬の時点では、各地で施設内集団感染が発生しており、その後の感染の鎮静化も見通せない状況でした。特に、この新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であるため患者発生時の対応に必ず保健所が介入してくる、濃厚接触者がたとえ無症状でも最長 14 日間も外出・勤務差し控えになってしまうなどの点について関係者からの不安の声が寄せられていました。このため、発生時対応の準備の一環としてシナリオ演習のひな型を用意しました。

結果、実施が 5 月中旬になってしまい、既に全国的に感染は鎮静化しつつあったなかで 多数の施設が演習を実施くださいました。この文書では、その実施後のご報告において頂いたご意見や質問の一部にお答えし、初動時の保健所の介入に関連したフローの概略をお示しします。また、初動に続く集団感染発生後の対応について、このシナリオ演習を実施した 5 月中旬の時点で対応の枠組みも決まっておりませんでした。その後、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部と岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部との協議を経て、現時点で想定している対応の枠組み(施設現地対策本部の役割)を提案します。

本手引きでは、1)日々の感染症対策、2)患者発生時の対応、3)施設内集団感染(講義のクラスター)発生時の対応のフェーズに分け、施設での対応を振り返り確認できるツールをまとめております。すべての施設に合わせたものを作成するのは困難であり、それぞれの施設に合った内容に変更してお使いいただければ幸いです。

令和2年6月

岡山市保健所長 松岡宏明

# 目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策の考え方	
(1) 日々の感染症対策	P. 1
(2) 患者発生時の対応	P. 2
(3) 施設内集団感染(広義のクラスター)発生時の対応	P. 2 ∼P. 3
2. 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A	P. 4 ∼P. 8
3. 各種様式一覧	P. 9

# 1. 新型コロナウイルス感染症対策の考え方

# (1) 日々の感染症対策

この度の新型コロナウイルス感染症の対応を巡っては、3月以来、国からの通知で日常ケアの厳重な感染管理対応が求められています。この流行期の管理体制のチェックリストを、「新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(様式(1)ア~ウ)」で改めてお示しします。今後、非流行期に移行すると、チェックリストで準備不足だったことも、ついつい放置されることになりかねません。第二波の時期等は不明ながら、チェックリストにて準備不足がわかった事柄については、完了時期を設定して準備をしてください。

また、感染管理に関連した施設ケアの現状認識と目標設定を全職員で対話するツールとして、「施設内感染症防止のリスク評価表(様式(2)ア)」を提案しています。この文書を作成している 6 月上旬の時点では、感染症流行期から非流行期への切り替えが、福祉施設での対応に関しては示されていません。非流行期の対応に切り替わる時期は現時点で不明ながら、非流行期に切り替わったとしても、今後の第二波に備えた準備として日常ケアを利用者の QOL と感染管理との両立を図る方法の工夫や、職員の技術向上、利用者-施設のコミュニケーションの深化等が必要になります。こうした、日々のケアの持続的な質向上を図る上では、全職員での現状認識と、その認識に基づく目標の設定が必要になります。

# 【確認ツール】

#### ○新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(様式(1)ア〜ウ)

…主に感染症流行期の準備に関するチェックリスト。厚生労働省「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について(その2)」(令和2年4月7日事務連絡)に準拠し作成。当チェックリストは、流行期に備え日々の感染対策にもれがないか、施設管理者に確認していただくツールです。今後、非流行期に移行すると当通知は見直されると見込まれます。その場合は、今後再流行時(第二波)に備えて、準備できていない項目の洗い出しに利用ください。

# ○施設内感染防止のリスク評価表と解説(様式(2)ア~イ)

…当リスク評価シートは、日々の感染対策がどの程度できいて、それを今後どのように 改善していくべきか職員ひとり一人が現状を認識し、目標を決めるためのツールで す。職場全員での協議に使えれば最も効果的です。

## ○その他(参考資料等)

- ・環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策(第1版)(2020年4月3日)
- ・国立長寿医療研究センター病院提供 高齢者のための新型コロナウイルス感染症ハンドブック (2020 年 3 月 17 日)

## (2) 患者発生時の対応

患者発生時の対応として、通常インフルエンザでもノロウイルス感染症でも二次感染の防止が課題になります。一方、新型コロナウイルス感染症では、症状が軽いことの多い若年層ですでにクラスターとして広がっている可能性があり、二次感染防止に加えてその確認が必要となります。

保健所が関与することで、施設の方が戸惑われる事もあると思います。少しでも落ち着いて対応していただきたいとの思いから、保健所の介入の流れをフロー図等にまとめましたのでご確認ください。

# 【確認ツール】

- ○シナリオ演習(今回の手引きには添付していません)
  - …新型コロナウイルス感染症が疑われる方が発生した時の、初動対応を強化するツールです。新型コロナウイルス感染症ならでは、保健所の介入のタイミングや、保健所の介入を経て初めて集団感染の事実が判明する過程を組み込んでいます。

その流れをある程度理解できれば、様々なバリエーションを考えること自体が最良 の演習になります。

# ○新型コロナウイルス 患者発生時初動対応フロー (様式 (3) ア〜エ)

…新型コロナウイルス感染症では、必ず保健所の介入があるため、その動きを示すため のチャートです。各施設では、この動き以外にそれぞれの利用者のケアや勤務体制の 変更について、フローが必要になります。

# ○新型コロナウイルス 感染症疑い者もしくは陽性者の発生時チェックリスト

(様式(4)ア~ウ)

…新型コロナウイルス感染症疑いの方もしくは陽性者が発生時に、施設が実施することをまとめたチェックリストです。保健所が立ち入るまでの間のケアについては、別紙「感染疑い者及び濃厚接触が疑われる利用者の個別ケア」を参考にしてください。厚生労働省「社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について(その2)」(令和2年4月7日事務連絡)に準拠し作成しています。

#### (3)施設内集団感染(広義のクラスター)発生時の対応

例外的に、発端患者からの感染拡大を防止できず集団感染に至る場合もあるとはいえ、この間多くの施設で発生している集団感染は、保健所が最初の患者の接触者調査をした時に、すでに集団感染が起きてしまっていたことが判明するような事態であったようです。特に入所系施設では、集団感染が発覚しても施設を閉鎖することはできず、利用者の生活の場として業務を継続していく必要があります。その際、患者が一人だけの場合と、

患者が複数発生(集団感染)している場合の対応の違いを、次の表1にまとめています。 患者が一人の場合は、発端患者も、続いて発見された二次感染の患者も入院となり、施 設では感染性があるとは限らない濃厚接触者のケアに留まります。対して集団感染では、 患者を入院させる病床を確保できないことが多く、感染性のある患者のケアという福祉 施設では通常行わないケアをすることになります。

表 1 入所系施設における対応の対比

	患者が一人の場合	患者が複数の場合 (集団感染)
患者	感染症指定医療機関へ入院。	入院先の確保が困難であるため 施設で療養を継続する。継続的に 感染管理が必要になる。
利用者の 濃厚接触者	人数は少数で個別対応可能なことが多い。二次発病しても入院可能であることが多い。	人数が多く個別対応が困難にな り、ゾーン分け等が必要になる。
職員の 濃厚接触者	少数であるため施設内で欠員を 補充可能。	多数になり施設内での欠員補充が困難。

さらに、濃厚接触者である職員について、現時点では接触後 14 日までは外出や勤務の差し控えを保健所から指導します。濃厚接触者は、感染していなければ感染源として他の人へ感染を広げることはありませんし、濃厚接触者が実際に感染しているリスクは、家族内でも 5~10%にとどまります。しかし、PCR 検査では感染していない人と、これから陽性化したり発病したりする人を見分けることができません。そのため、14 日間待ち実際に発病がないことを確かめることになるため、結果多くの職員が欠員とならざるをえなくなります。

集団感染が判明した場合の対応は、初発患者(発端の患者)が一人の時とは異なる対応が必要になります。施設内の患者数や濃厚接触者の数だけでなく、その時の県内での病床の空き状況や、検査実施キャパシティーといった施設外の条件によって違ってきます。そうした状況下で様々な事態に対応するのは、特に入所施設の場合、大災害の被災現場に近い状況となります。一律のマニュアルを作成することが困難、ないしはかえって邪魔になりかねません。そこで、対応が必要になりそうな課題ごとに班を作って対応する、対策本部の立ち上げを提案いたします(施設対策本部については、後述の質問を参照ください)。通所系・訪問系施設に関しては、適宜施設対策会議を開催していただき、保健所が施

通所系・訪問系施設に関しては、適宜施設対策会議を開催していただき、保健所が施 対策会議に参加する形での対応をお願いします。

# 

# 質問1

(感染者発生後の)消毒は誰が行うのですか。

# (回答)

保健所は、患者や施設への聞き取り後に、患者や消毒が必要な施設の施設長に対して、消毒命令を行います。報道では、消毒業者による大々的な消毒場面が報じられることが多いですが、国立感染症研究所は通常の消毒で十分であるとの見解を示されており、消毒実施は施設側にお願いしています。

消毒方法は、普段から施設等で実施されているやり方と変わりなく、消毒液は次亜塩素酸ナトリウム水溶液、消毒用エタノールなどを使用し、消毒液を浸した使い捨ての布等で、ハイタッチエリア(人がよく触る場所)を中心に拭き取りをしてもらいます。その際、サージカルマスク、使い捨て手袋、使い捨てガウンを着用した上で行うことを推奨しています。

また、ウイルスは環境中、3日程度で不活化するとされており、汚染した時期からしばらく経過している場合には消毒自体が不要となる場合もあります。

# 質問2

感染者が医療施設へ入院するまでの介護、濃厚接触が疑われる者の介護は誰が担当する のですか。

#### (回答)

入所系施設からの質問として回答します。

感染が疑われる入所者は、PCR 検査結果が出るまでの間、重症でなければ基本的には施設で待機していただくことになります。その際には、『新型コロナウイルス感染症疑い者もしくは陽性者発生時のチェックリスト』の別紙『感染疑い者及び濃厚接触が疑われる利用者の個別ケア』を参考にしてください。

PCR検査の結果で陽性となった方は、基本的には医療機関への入院となります。 濃厚接触者には全員 PCR 検査を実施します。

入所者の濃厚接触者は、陰性であった場合には最終接触から2週間、感染が疑われる入所者と同様に、別紙『感染疑い者及び濃厚接触が疑われる利用者の個別ケア』のとおりケアを提供してください。介護する時の感染症対策やゾーニング(汚染区域と清潔区域を区別すること)、コホーティング(濃厚接触者を一室に集めること)については、その要否も含め保健所からアドバイスいたします。

職員の濃厚接触者に関しては、2週間自宅待機となります。

# 質問3

濃厚接触者とはどの程度の接触が対象になるのか、基準がわかりにくかったです (マスク していたら濃厚接触者でないなど)。

# (回答)

「濃厚接触者」とは、

患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機関等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察・看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)

出典:(国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」)

# と定義されています。

濃厚接触者の特定や PCR 検査の対象者や時期については、上記の濃厚接触者の基準を元に保健所が調査を実施後、総合的に判断・決定します。患者が適切にマスクを着用できていた場合、周囲への感染リスクは非常に低減されるとされています。

# 質問4

入浴時もマスクを着用した方が良いのですか。

# (回答)

施設利用者がマスクを外す場面では、利用者のせき込みやくしゃみなどにより職員が 気道分泌物を顔(目や口や鼻などの粘膜)に直接浴びてしまう危険性があります。利用者 に加えて職員もマスクをしていなかった場合、近距離(目安として1メートル以内)で15 分以上会話の会話でも、感染リスクが発生する可能性があるとされています。

介護現場において感染リスクが高まる場面としては、

- ・利用者がマスクを外す場面(食事介助・口腔ケア・入浴介助)
- ・広範囲の身体的接触がある場面(車いすの移乗・体位変換・リハビリ) などが挙げられます。

浴室の高温多湿の環境下では、利用者も職員もマスクを着用することが困難なため、濃厚接触となる可能性が高いといえます。利用者を介助する際には、できるだけ顔と顔が近

くならないよう立ち位置にも気を付け、浴室に入るぎりぎりにマスクを外すなど、それぞれの施設でできる工夫でリスクを減らしてみてください。

また、そのようなリスクがあるため、利用者が感染した場合や感染を疑う症状が出た場合などには、感染性がないと判断されるまでしばらく清拭での対応をお願いします。

# 質問5

患者発生時に保健所から求められる(提出すべき)情報を記入するフォーマット様式について、公開を望みます (事前に提示しておいていただけると、いざという時に迅速な対応ができるので。)。

# (回答)

本手引きの様式集や岡山市のホームページに掲載しています。使用する時期については、 フロー図も参照ください。

- ○新型コロナウイルス感染症施設等連絡票
  - …感染が確定したら、施設で作成し保健所にFAXを送ってください。大まかな 感染症の発生状況を把握します。
- ○接触者リストアップ表
  - …保健所が感染危険期間を決定してから、作成します。
- ○発生動向グラフ(必須ではありません)
  - …感染症の発生動向をタイムリーに把握するグラフです。

# 質問6

施設の休業要請について

# (回答)

保健所から施設に対して休業要請するのは、施設内で施設内集団感染(広義のクラスター) が確認された場合や、まん延の恐れが高いと判断した場合などです。

患者が無症状病原体保有者である場合、また患者が有症状であっても、マスクの適切な着 用や手洗い・手指消毒ができていたと判断した場合には、施設内の消毒を行った上で休業要 請はしない場合もあります。

# 質問7

|施設内集団感染(クラスター)発生後に、専門家などの派遣はどのようになりますか。

# (回答)

通所系や訪問系の施設に関しては、保健所が施設対策会議に参加する形を想定しております。一方、入所系施設に関してはその後の業務を継続していく必要があるため、施設長をトップとした『施設対策本部(現地指揮本部)』を設置して、下記の表2のような業務に取り組む必要があります。

岡山市保健所は、岡山県コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部(DMAT等)と連携を取り、施設対策本部の医療調整、感染症対策を支援します。濃厚接触のため、自宅待機となり不足した介護職員等の応援体制に関しては、法人内での応援体制の構築、法人を越えた近隣同種施設からの応援等をまずはご検討ください。

クラスター発生後の感染対策の実際を知りたいとのご意見もありましたが、施設の規模、 広さや同線、入所者の特性はもとより、新型コロナウイルス陽性者数、対応できる職員数な ど状況により臨機応変な対応となるため、事前に保健所から明示することは難しく、現場で の指示となりますことをご了承ください。

表 2 施設対策本部 (現地指揮本部) で行う業務

①情報分析・広報班	・情報収集と情報発信
	・患者家族、利用者への連絡
	・市町村本部との連絡調整
	・マスコミ対応
②医療調整班	・感染が確定した患者の病状把握
	・医療機関への搬送
	・(医療提供)
③感染症対策班	・感染源同定
	・濃厚接触者の特定
	・ゾーニングと消毒
	・PCR検体採取
	・患者・職員のモニタリング
④受援調整班	・業務継続計画(BCP)の発動
	・介護職員等の応援要請
	・医療用資器材の応援要請
	・派遣されてきた応援職員への指揮

# 質問8

様々な対策に関し、成功例をまとめて情報提供していただきたい。特に陽性者が出ていない 今の段階で行える有効な対策の情報だけでも助かります。

# (回答)

成功例ではありませんが、院内や施設内において感染拡大につながった要因として、政府専門家会議の『新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月29日)』では、

- ・更衣室(ロッカー室)や狭い休憩室でのスタッフ同士の接触
- ・同じパソコンやマウス、プリンター等を介しての感染
- ・スタッフが少なく忙しい時間帯に手指消毒がおろそかになった
- ・意思疎通が困難な入居者の誤飲を防ぐために手指消毒剤等の設置ができず、手指消毒 の機会が減った。
- ・職員が体調不良であるにも関わらず、勤務を続けざるを得ない状況があった。といった点が指摘されておりますので、再度確認をお願いします。

# 3. 各種様式一覧

# 日々の感染症予防対策に関する各種様式

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート (3種類)
  - ア 入所施設:高齢者、障害者、児童
  - イ 通所・短期入所
  - ウ 訪問サービス
- (2) 施設内感染防止のリスク評価表
  - ア 施設内感染防止のリスク評価表
  - イ 「施設内感染防止のリスク評価表」の解説

# 患者発生時の対応に関する各種様式

- (3) 新型コロナウイルス感染症 患者発生時初動対応フロー(4種類)
  - ア 入所施設利用者
  - イ 通所・短期入所利用者
  - ウ 訪問サービス利用者
  - エ 事業所職員 (入所系サービス、在宅サービス)
- (4)新型コロナウイルス感染症疑い者もしくは陽性者の発生時チェックリスト(3種類)
  - ア 入所施設:高齢者、障害者、児童
  - イ 通所・短期入所
  - ウ 訪問サービス
- (5) 新型コロナウイルス感染症施設等連絡票
- (6)接触者リストアップ表
- (7) 発生動向グラフ

# 【連絡先】

岡山市保健所保健課 感染症対策係

電話(086)803-1262

FAX (0 8 6) 8 0 3 - 1 3 3 7

岡山市新型コロナウイルス受診相談センター

電話(086)803-1360

FAX (0 8 6) 8 0 3 - 1 3 3 7



ホーム

くらしの情報

観光・イベン 1

事業者情報

市政情報

<u>ホーム</u> → <u>各課の窓口</u>

# 事業者指導課

新型コロナウイルス感染症対策の手引きは 事業者指導課ホームページに掲載しています。 様式集はホームページをご確認ください。

# 各係の直通電話番号はこちら

お知らせ

新型コロナウイルスに 関して

介護保険事業所 トップペー <u>ジ</u>

障害者・障害児の事業所 <u>トップページ</u>

# 新型コロナウイルスに関して

- > 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続 支援事業 [2021年2月8日]
- > 「岡山市新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者慰労金」のご案内 [2020年12月22日]
- ▶ 新型コロナウイルスに関する通知等の周知について [2020年12月21日]
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き [2020年9月29日]
- > 【重要】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニ タリングへの対応方針 [2020年2月27日]

# お問い合わせ

保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

所在地: 〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

電話: 086-212-1012 ファクス: 086-221-3010

お問い合わせフォーム

ページの先頭へ戻る



〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話:086-803-1000(代表)ファクス:086-225-5487

開庁時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

祝日・年末年始は閉庁

法人番号:5000020331007

市政へのご意見・ご提案

よくある質問

施設案内

各課の窓口

 $\rightarrow \frac{\forall 1}{\forall 1} \rightarrow \frac{\forall 1}{\forall 1}$ 

Copyright (C) Okayama City Office. All Rights Reserved.



ホーム

くらしの情報

観光・イベン

□ 事業者情報

市政情報

<u>ホーム</u> > <u>事業者情報</u> > <u>事業を営んでいる方</u> > <u>介護・障害事業者</u> > <u>お知らせ</u>

# 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の 手引き

[2020年9月29日] ID:23179

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます 4 シェア ソート

# 新型コロナウイルス感染症の集団発生の防止に向けた組織的な仕 組みづくりについて

添付ファイル

- 新型コロナウイルス感染症の集団発生の防止に向けた組織的な仕組みづくりについ て(依頼) (PDF形式、216.75KB)
- 施設内、職場内での感染拡大を防ぐために (PDF形式、396.95KB)
- PCR検査体制の拡充に係る事業主向けQ&A (PDF形式、115.42KB)

# 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引に ついて

この度、岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部において「社会福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症対策の手引」を作成しました。

この手引きは、施設から保健所に寄せられた主な質問に対しての回答や、患者発生時の初 動対応のフローチャート等を掲載しています。

- 1) 日々の感染症対策
- 2) 患者発生時の対応
- 3) 施設内集団感染発生時の対応のフェーズに分け、新型コロナウイルス感染症対策の考 え方とそれぞれのフェーズに合わせてお使いいただけるツールをまとめております。

施設によって、対象や規模、形態も様々でありますが、それぞれの施設で適宜施設に合っ た内容に変更しながらご活用してください。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引

- <u>(1)社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き.docx</u> (59.41KB)
- | w | (2)様式 (1) アからウ 新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート.docx (22.57KB)

お知らせ

- > 地域密着型サービス 運営委員会の委員の 募集
- > 新型コロナウイルス に関する通知等の周 知について
- › <u>介護プロフェッショ</u> <u>ナルキャリア段位制</u> 度について
- > 社会福祉施設等にお ける新型コロナウイ ルス感染症対策の手 引き
- > 介護ロボット普及促 進事業のおしらせ 令 和2年度(後期)
- > 介護保険施設等にお <u>ける災害時の避難計</u> 画の作成及び訓練の 実施について
- 介護保険最新情報 (岡山県ホームペー ジ) 別ウィンドウで開く
- 【重要】新型コロナ ウイルス感染症拡大 防止に係るサービス 担当者会議、モニタ リングへの対応方針
- > 令和2年度 介護職 員交流事業の中止に ついて
- > 望まない受動喫煙の 防止のための取り組 みについて
- > ハンドル形電動車椅 子安全利用に関する 知識・技能について

# 介護サービス情報の公表制度

1 介護サービス情報の公表制度の概要

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき、介護サービスを利用しようとする者等が 介護サービス事業所を主体的かつ適切に選択するための情報をインターネット等により提供する仕 組みとして平成18年度から導入されました。

介護サービス事業所が国の管理するシステムに入力することにより、調査・公表事務を運営する 市の審査・公表手続を経て、インターネットを通じて公表されることとなります。

調査事務及び公表事務は、平成30年度より政令指定都市に権限移譲されましたので、岡山市内の事業所については、岡山市で実施することとなりました。

\*岡山県内で岡山市外に所在する事業所は、従前どおり岡山県で実施します。

- 2 令和2年度の運営の概要について
- (1) 新規事業所(一部のみなし事業所を除く。)は、「基本情報」のみを公表システムにより報告します。
- (2) 既存事業所(基準日(4月1日)前の一年間に提供したサービスの対価として 支払いを受けた 金額が100万円を超える事業所のみ)は、「基本情報」及び「運営情報」を公表システムにより 報告します。
- (3) 新規及び既存事業所は、「市独自項目」及び「事業所の特色」を任意で公表することができます。
- (4) 市が定める指針に基づき、必要に応じて調査を実施します。
- (5) 令和2年度の具体的な事業運営については、平成31年度「公表計画」を定め、岡山市のホームページ上で公開しています。

		令和元年度		
必須項目	基本情報			
	必須項目	運営情報<既存事業所は必須項目・新規事業所は任意項目>		
五次门谷	/ 辛西日	市独自項目		
	任意項目	事業所の特色		
調	査	調査指針に基づき知事が必要と認める場合に実施		
手数料		負担なし		
公表サーバー		国が一元管理するサーバーで公表		
実施機関		岡山市が直接実施(事業者指導課)		

# 3 その他

事業所向け操作マニュアル及び報告サブシステム(事業所向け)URL等介護サービス情報に関することは、下記に掲載されています。

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室HP

<3介護サービス事業者関係 ⇒ 8介護サービス情報の公表制度 > 「介護サービス情報の公表」について

http://www.pref.okayama.jp/page/571279.html

岡山市のホームページへも今後掲載していきます。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000008015.html

# 岡山市「介護サービス情報の公表」制度の仕組み

介護サービスを利用しようとする者等が介護サービス事業者を主体的に選択できるように、その判断に資するための「介護サービス情報」を、比較検討が可能な形でインターネットを通じて提供する仕組み

市山岡

令和2年度公表計画の策定 & 調査指針の策定

# 介護サービス事業者

## ★介護サービス情報★

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なもの

#### -基本情報-

#### 〈例〉

- 事業所の職員体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金・特別な料金
- サービス提供時間
- ・従業者に関する情報(従業者の資質向上に向けた取組状況(各種研修、キャリア段位制度の取組等) 等

#### —運営情報—

〈例〉

・介護サービスに関するマニュアルの有無・サービス提供内容の 記録管理の有無・職員研修のガイドラインや実績の有無 身体拘束を廃止する取り組みの有無 等

#### —任意情報—

#### 事業所の特色

サービスの内容、従業者・利用者の特色 等に関する自由記述、画像等の登載、 雇用管理に係る情報(勤務時間、賃金体 系、休暇制度、福利厚生、離職率等)

#### 市独自項目

- ・成年後見制度活用への配慮の状況
- ・人権擁護及び虐待の防止に関する
- 従 業者研修の実施状況
- ・非常災害時における避難又は救出 に係る訓練等の実施状況

### ②事業者が 国が一元管理するシステム 岡 介護サービス情報 を活用して公表 市 公表システム 調 報告 査 Ж ※調査指針に基づき調査を実施 ②事業者からの報告 1 原則、インターネットによる報告 2 1ができない場合は、調査 岡山市 (事業者指導課) 表に記入後、岡山市へ提出 受 理 確 認 3 市 が 公 表

# 利用者又はその家族等

「介護サービス情報」に基づく比較検討を通じて、自ら主体的に介護サービス事業者を選択



各介護保険施設 各介護保険サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

メールアドレスの(新規)、(変更)又は(廃止)登録について

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

岡山市では、平成31年4月1日から介護サービス運営に関する情報(市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等)を、Eメールで情報提供を実施しています。

\*つきましては、メールアドレス等で(新規)、(変更)又は(廃止)があれば、早急に登録メールを送信してください。

# 1 該当サービス

# 訪問居宅事業者係

• 該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

· 送信先 ji2\_shidou@city. okayama. lg. jp

# 通所事業者係

該当サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

·送信先 ji3\_shidou@city.okayama.lg.jp

# 施設係

• 該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉 施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

· 送信先 ji-shidou@city. okayama. lg. jp

# 2 以下の内容をメールで送信してください。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1 事業所番号 10 桁

- 2 事業所名称
- 3 サービス名
- 4 電話番号
- 5 担当者名

# (注意)

- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
- ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれ メールを送信してください。
- ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合 は、登録する必要があります。

# 3 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信します。 返信は1週間以内にします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の担当係に お問い合わせください。

# (問い合わせ先)

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

700-0913 岡山市大供三丁目1-18 KSB会館4階

Tel: 086-212-1012 (訪問居宅事業者係)

Tel: 086-212-1013 (通所事業者係)

Tel: 086-212-1014 (施設係)

# 集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ ~食品衛生法改正に伴う対応をお願いします~

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、集団給食施設に対して次のことが義務付けられましたのでお知らせします。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の概要はこちらをご覧ください。

https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000024354.html



# 対象施設は、1回の提供食数が20食以上の給食施設です

# ①HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の実施(令和3年6月1日までに)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合、 新たな対応は必要ありません。

# ②食品衛生責任者の選任(令和3年6月1日までに)

食品衛生責任者とは、HACCPに沿った衛生管理などを行う食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

<u>調理師や栄養士等の免許\*1</u>を持っている方は食品衛生責任者になることができます。免許を持っていない方は、(一社)岡山県食品衛生協会が開催している 食品衛生責任者養成講習会\*2を受講することで食品衛生責任者になることができます。

- ※1 食品衛生責任者の資格要件 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、製菓衛生師 栄養士、船舶料理士など
- ※2 開催予定については、保健所までお問い合わせください。 詳しくは「食品衛生責任者養成講習会について」をご覧 ください。

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000016361.html



# ③保健所への届出(令和3年11月30日までに)

【届出期間】令和3年6月1日から11月30日まで

【届出方法】食品衛生申請等システム(https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/\_link.do)によるオンライン届出もしくは別添の届出様式の提出

※オンラインでの届出にご協力ください。

【届出事項】届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として 取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名等

【注意事項】<u>施設の調理業務を外部事業者に委託をしている場合は届出不要</u> (受託事業者は飲食店営業の許可を受ける必要あり)

問い合わせ先:岡山市保健所 衛生課 食品衛生係

TEL: 086-803-1257

# 令和2年度

# 生活保護法における 介護扶助について

岡山市保健福祉局障害 · 生活福祉部 生活保護 · 自立支援課

# 生活保護法における介護扶助について

# 1 生活保護とは

生活保護は、生活に困っている世帯の生活を、法律に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの(能力、資産、扶養義務者からの援助、他の法律等による給付など)がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人(以下「被保護者」という。)に毎月支払われるもの(生活扶助等)や、各機関に直接支払われるもの(医療扶助等)などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに**「介護扶助」**があります。

# 2 被保護者における介護扶助の実施について

# ①第1号被保険者(65歳以上の被保護者)

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分(1割)が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

# ②第2号被保険者(40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者)

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分(1割)が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

# ③被保険者以外の者 (40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者)

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者(以下「生保単独者」という。)については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額(10割)が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用	負担
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険90% (9割)	介護扶助 1 0 % (1 割)
第2号被保険者	4 0歳以上65歳未満の <u>医療保険</u> (社会保険)加入者※で、特定疾病に より要介護(要支援)状態の者	介護保険90% (9割)	介護扶助 1 0 % (1 割)
被保険者以外の者	4 0歳以上65歳未満の <u>医療保険未加入者※</u> で、特定疾病により要介護 (要支援)状態の者	介護扶助 1 (1 0 割	

<sup>※</sup> 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康 保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

# 3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

# 介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が 発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合が あります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

# 4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

# 5 指定介護機関等の義務

# (1)介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ(指定介護機関介護担当規程)により、 懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。(生活保護法第54条の2第4項 において準用する同法第50条第1項)

# (2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の 定めるところ(「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法52条第2項の規 定による介護の方針及び介護の報酬」(昭和12年4月厚生省告示214号))によること。 (生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項)

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第53条第2項)

# (3) 指導等に従う義務

- ① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第2項)
- ② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。

また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第54条第1項)

# (4)変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

# (5)標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第 13 条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第 13 条)

居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。

ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当CWへ相談をしてください。

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

# 【様式等ダウンロード場所】

- ○岡山市トップページ
  - > 事業者情報
  - > 事業を営んでいる方
  - > 生活保護法指定医療機関・介護機関
  - > 【様式】生活保護法等指定医療機関・介護機関申請書等ダウンロードページ

(アドレス) https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000003792.html

# 指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

# 指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

- 第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、 介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。
- 第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護 者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。
- 第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。
- 第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

- 第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。 (帳簿)
- 第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結 の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

- 第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。
- 一要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

# 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号 最終改正 平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

# 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び 介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令 第 34 号) 第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号) 第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規 定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に 関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する 特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号) 第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号 に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、 同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額 を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったもの とみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号 に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

# 介護保険

# 要介護認定 · 要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 変更認定

# 申請書

ください。

被保険者	ii ( o	収・未回	]収)
資格者証		確認	
調査員			
主治医			
保険料			•

(福祉事務所記入欄)

<b>令和3年1</b>	В	作成	岡山市)	

受付印

	*該当するものに〇印をつけて
(+ ~ + \ M.I.+ F	

(めて元)両山巾長	
-----------	--

次の	とおり申請	します。			* 申請年月日か	「市の受付年月日	と異なる場合	には、市の受付	年月日を申	請年月日とします
	被保险	食者番号	0 0	٥		個人番5	1			
被	フ リ <b>氏</b>	ガ ナ <b>名</b>		●令和3年	訂のお知ら F 1 月から 様式は介護	っせ〉 押印廃止欄 保険課ホー	を廃止し ムペーシ	っました。 ジからダウン	ノロード	可能です。
保			₹	https:/	/www.city	.okayama.j	p/shise	ei/0000007	690. htn	ıl
険	住	所			が記載さ	れた旧様式 要です	の申請書	<b>について</b> も	使用可	能です。
	前回の	り要介護	状態			<b>又</b> ( ) 。				
者	(支援)	犬態区分等	区分	要支援	( 1	2 )	期間	令和	年	月 日
73			悪化・	改善 **	更申請の場合 と	だちらかにO印を	つけ その状	態や理由を記入し	てくださし	١ <sub>°</sub>
	変更申	請の理由	理由(	(						)
<u> </u>										
*本						こください。				
	氏 名	該当に〇	<b>印(本</b>	人 · 家	族 • 成年	後見人	地域包括支援センタ	ター・ 指定居宅介	護支援事業所	- 介護保険施設 )
申	または									
請	名 称									
者	住所または所在地	1 .	_				(電話			,
7	は別年地						(电动			,
* 成	年後見人	等が申請する	る場合は	、成年後見に	こ関する登記	事項証明書等	(写し可)	を添付して	ください。	ı.
					フリガナ					
_	=+ 00 =m		本人	<ul><li>その他</li></ul>	也(氏 名				続柄	)
訪		査日調整	(電話:	番号)	_	_				
	のため	の連絡先	(携帯	電話番号)	_	_				
問			平日	日中の連絡可	能な時間帯	いつでも可	• 時間帯(	時 ~ 時	• (	)曜日以外
	訪問記	周査時の	希望	する・:	希望しない					
調	同席		*希	望する場合に	はその同席者	(氏名			続柄	)
	訪問	調査先	* 訪問	問調査先が 被	は保険者住所と	異なる場合は	必ずご記入	ください。		
査	(介護化	呆険施設、	₹	_						
_	医療機	後関、ケアハウス、								

# \*調査員の訪問調査は原則 平日の9時~17時に行いますのでご了解ください。

号室(電話

		(姓)	(名	i)						
主	主治医氏名					医療機関名				
治		₽	_							
医	所 在 地					(電	話	_	_	)
区										
	最終受診日	令和	年	月	日					

2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

(名称)

(注:医療保険被保険者証の提示または写しを添付のこと)

医療保険者名		医療保険被保険者証記号番号	
特定疾病名	*64歳以下の方は必ず記入してください。		

以下のことについて同意します。

グループホームなど)

- \* 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判 定結果・意見、及び主治医意見書を、岡山市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。
- \* 更新申請の場合、要介護(要支援)認定が申請日から30日を超えるときであっても、現在の要介護(要支援)状態区分の有効期間内であれば、 認定までの見込み期間等を通知する書面を省略すること。

本人氏名(必ず記入)

代筆者氏名(代筆の場合のみ記入)

(続柄)

<b>上</b> ,二	<del>し、                                    </del>	V 100	<del>MX    1 -    M W X / </del>	HX HID-7C -7 17	~, ~	<del> </del>		<i></i>	<del></del>	
	お、資料の提供	を受けた際は、	裏面記載の遵守	事項を守り、	私	変更点	1			
06	請求者氏名					請求者	欄の事業	者(事	業所)月	]の押印
請	(窓口に来た人)				裓	が不要	となりま	した。	,	
胡	事業者・施設 名称			<del>- []</del>	被保険者	【印】0	の印字がる	されてい	いる旧様	式を使用
求		(事業者印を押印	<del>してください。個人</del> 自	本事 )	1	た請求	にあたっ	ても、	押印は不	です。
者	住所 又は	₹			の関係		以降、順 務所で配			新様式を
	所在地	電話番号(	) –			伸仙手	15月 (百년	7月   刑 好	· し	
	│ 請求者が事業者等で する場合は、裏をご覧		ス <u>計画<mark>(介護予防ケラ</mark></u>	<del>ママネジ</del> メントA	、В 🎖	┃ <mark>ぴCに基</mark> ・	<mark>づく計画を</mark>	<mark>含む)</mark> 作	成のために	
			し) <mark>及び、切手を貼付</mark> 	した返信用封筒	沙要	です。				] ¬
 [点②	<u> </u>				1	生別	男	•	女	
	<sub>青求する際に返</sub>	信用封筒が必			生	年月日	明治	・大正	• 昭和	
なりまし	***************************************	ievasina se				,,,,,	年	月	日	_
~~~~~~~~~~	<b>たい。</b> と貼付した返信。	用封筒を請求		電話	平口	(	)			
	さください。	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		电动	田万		,			_
分⇒94 F	· -			□ 主治医意 □ その他(					)	
4 人分⇒1	140 円		定審査会資料) 印書) ◎請求者が	〔(◆)の場合は、	認定	審査判定約	吉果のみの打	是供になり	ります。	
分以上⇒			合は、いつの認定等 (平成・令和 年		必要か	を記入して	てください。	)		
使用	日 人芸を関	L 入	. t	□ 本人の知				<u> </u>	±. \=   <del></del>	
目的	D 介護予防 の作成	by-EX (M	護予防ケアマネ 	YY Y F A 、	B 及	O C I C Z	支づく計	画を召り		
形態	□ 写しの関	閲覧による開示		 □ 写しの交	付に	よる開え	<u>7</u>			
[点③				年後見人等の	の場合	ーーー 合は本人	 同意欄σ	記載は	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·J
対象者の	プラン作成にあ	あたっても資料	(要介護認定却	るとともに、	岡L	山市が保	∶有する私	の上記	2資料につ	<b>5</b>
(定)を請	<b>∮求いただける</b> 』	<b>ようになりまし</b>	<i>1</i> 2。	私は、地域を上記資料につ						ζ
	Dチェックリス -	ト及び届出の扱	是出前でも請求	支援事業者、 、地域密着型 を受けた居実 月	빈関회	重事業者 雙支援事	<ul><li>施設、</li></ul>			
だけます	0									
 本.	 人署名			】 代筆の場合 代筆者名	<u> </u>			)		_
						続柄	i (			)

# 委 任 状

朌	ll F	片長	様
ш	щ,	11 TX	121

(代理人) 私は、住 所	
事業所名	
を代理人と定め、下記事項についてその権限	見を委任します。
	記
岡山市長が(被保険者: の資料提供を受けることの一切の手続を委任	)に対して行った直近の要介護認定について、下記 Eすることの権限。
請求資料 □ 認定調査票(概況調査・基本調査) □ 認定調査票(特記事項)	
<ul><li>□ 一次判定結果(介護認定審査会資料)</li><li>□ 主治医意見書</li><li>□ その他(</li></ul>	)
年 月 日 住 所	変更点④ 包括支援センターから委託を受けた対象者の資料を請求 する際に必要な委任状について、包括支援センターの押印 が不要となりました。 【印】の印字がされている旧様式を使用した請求にあたっ ても、押印は不要です。

指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)名

# 軽度者の福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書

指定福祉用具貸与事業	所					
居宅介護(介護予防	i)支援事業所	名				
管理者名 <u></u> _		計画作成担当者名				
この確認書に記載さ	れた事項につい	て、当該被保険者に係る「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年厚生省告示				
第91号)別表第1の調	査票の基本調査(	の結果と相違ありません。				
1. 被保険者						
被保険者番号		DV Date and a velocity of				
被保険者氏名		┃ 様式改訂のお知らせ ┃ 令和2年12月1日から押印欄を廃止しました。				
認定有効期間	年	新しい様式は介護保険課ホームページからダウンロード可能です。				
要介護度	<del>                                     </del>					
<b>文月</b> 成次		https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000007364.html				
2.証明する基本調査 貸 与 品 目	項目	■ 厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果				
77 7 11	□ 基本調					
□車いす及び 車いす付属品		活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者				
 □特殊寝台及び	□ 基本調	査 1-3 が「 できない」				
特殊寝台付属品	□ 基本調	査 1-4 が「 できない」				
□床ずれ防止用具 及び体位変換器	□ 基本調	査 1-3 が「 できない」				
	□ 基本調	査 3-1 が「 できる 」以外				
	□ 基本調	査 3-2~3-7 いずれか 「 できない 」				
		きない」: □3-2 □3-3 □3-4 □3-5 □3-6 □3-7				
□認知症老人		査 3-8~4-15 いずれか 「 ない 」以外				
徘徊感知機器	ない	ヽ」以外 : □3-8 □3-9 □4-1 □4-2 □4-3 □4-4				
		$\Box 4-5$ $\Box 4-6$ $\Box 4-7$ $\Box 4-8$ $\Box 4-9$ $\Box 4-10$				
	□ その他.	□4-11 □4-12 □4-13 □4-14 □4-15 、主治医意見書において、認知症の症状のある旨が記載されている。				
		、工冶区总元音にあいて、配本施の施収のある日が記載されている。 査 2−2 が 「全介助」以外				
 □移動用リフト	□ 基本調					
(つり具の部分を	□ 基本調	査 2-1 が 「 一部介助 」 又は 「 全介助 」				
除く) 	口 生活環	境において段差の解消が必要と認められる者				
□自動排泄処理装置	□ 基本調	査 2-1 が「全介助」				
(尿のみを自動的に吸 引するものを除く)	□ 基本調	査 2-6 が「全介助」				

該当する項目の口にチェックを記入すること。

# 3. 遵守事項

- ・本資料は、福祉用具貸与の基礎資料とし、それ以外の目的には使用できません。
- ・提供を受けた本資料は第三者へ漏洩することがないよう厳重に保管し、紛失破損しないように適正な管理を行ってください。

# K3.3 介護保険課

=

# 給付適正化支援システム(トリトンモニター)を導入しました

"岡山市では新たな適正化事業として介護サービス点検事業を始めています。 回

今後も引き続き、給付費は上昇していく見込みであり、制度の適正化に着手しています。

従来の適正化主要5事業では難しかった「**認定調査や主治医意見書の内容と合致しないサービス**提供を

解析し、適切なサービス提供につなげる」ことを推進するためにトリトンモニターを導入しました。

※2021年~6,640円 (田山市) →(2019年:6,160円) 約2.6倍(2000年:15,400人)→(2019年:39,700人) 約3.0倍(2000年:192億円) →(2019年:582億円) 約1.8倍(2000年:3,384円) 保険料基準月額 認定者数

# トリトンモニターでできること

**矛盾点** などを抽出できます。 1) "認定調査・主治医意見書データ" と "給付実績データ" を突合し、 例:【過剰なサービス】【算定基準に合致しない給付】【心身状態に合致しない給付】【区分支給限度額基準の利用 割合が高い利用者】等

2)統計的抽出機能も活用し、【サービス提供事業所別】【ケアマネジャー別】の偏り等も抽出できます。

(注意)システムの性能上、矛盾・疑義あるものが機械的に一括抽出されます。適切なサービスの位置づけかどうかは、ケアプラン内容の確認が必要です。

# 抽出事例

警击等	主治医意見書の認知症自立度がIでない人に小規模多機能型居宅介護の認知症加算Iが給付されています。加算要件に関する書類を提出ください。	当月中は短期入所中で、他の在宅サービスも利用されていますが、実際に自宅でのサービスを利用しましたか。	主治医意見書と調査票の認知症自立度が I 以下の認知症軽度の人がグループホーム を利用されている理由を教えてください。	寝返りのできない重度の人に歩行器を貸与している理由を教えてください。
認知 症度	2	(2.9 II b	(2.9 自立	Σ
提供	R2.9 IV	R2.9	R2.9	R2.9 M
種類	小多機	用具貸与	予防認知 生活	用具貸与
提供事 業者	:	:	:	:
<b>ケアマネ</b> 番号	1111	2222	3333	4444
支援事業 者	00居宅	介護3 △△居宅	支援2 ◇◇居宅	□□居宅
介護度	介護2	介護3	支援 2	介護 5
被 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	Aさん 介護2	Β₹γ	CZY	DŽγ

# 給付適正化支援システム(トリトンモニター)を導入しました

介護保険課

※82年度中に1度試行していますが、本格稼働は83年度からです。

# 支援の流れ

機械的に抽出した結果を該当の事業所に一斉通知します。

市から

該当のサービス提供事業所や居宅介護支援事業所に通知文とヒアリングシートを発送する。 「状態像」と「給付」で矛盾点のあるプラン、サービス、加減算等を「機械的」に抽出する。

---

# 本事業のポイント

自主 点検等

必要に応じてプランの**見直しや・過誤請求等**をお願いします。その際は**過年度分等**も併せ セルフチェック を実施し、ヒアリングシートに結果や理由を記して返信ください。 て点検ください。

※見直し等が不要と自主判断した場合も、その理由を明確にご記入ください。

市が再確認

一定期間経過後、岡山市が再度トリトンモニターで確認し、事業所の点検状況を把握します。

回 区 区 区

特に確認を要する必要があると判断したものは、別途、書類提出や個別点検をご案内します。

○介護給付費,介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤申立について 以下について、変更しましたので、お知らせします。

		種別	担当課、提出先		過誤申立方法
な変し更	1	実地指導によるもの	事業者指導課	※その都度個別にお	知らせします。
		①総合事業の負担割合誤り	介護保険課	通常過誤(紙提出)	申立書の事業者印は押印不要となりました。
変更あり	2	<ul> <li>②給付適正化支援システム(トリトンモニター)による給付適正化</li> <li>③通常のもの →①②以外の請求誤り</li> </ul>	·管理係	同月過誤 (データ提出)	○依頼文書の事業者印は押印不要となりました。○依頼文書・申立書のデータは電子メールに添付しての提出となりました。(従前はUSB等の提出)○必要なファイルを一式送付しますので、まずは、介護保険課へご連絡ください。・管理係の86(803)1240・資格給付係の86(803)1241

# 雇用管理改善相談のご案内

職員の方の働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするため、雇用管理に関する 個別の相談援助や集団型の勉強会を実施しています。

~専門のコンサルタントが無料でご相談に応じます~

# 雇用管理コンサルタントによる専門相談 (無料相談&集団型勉強会)

介護労働者の労働条件を整え、働きやすい環境を作ることは、職員の働く意欲の向上や定着促進はもとより、介護サービスの質の向上にもつながります。事業所が抱える雇用管理上の問題や対応策について雇用管理コンサルタントがご相談に応じます。

# ≪相談内容の例≫

# 働き方改革

- 働き方改革の推進で離職率の低下と採用難の解消を図る
- •同一労働同一賃金への取り組み方

# 処遇改善加算

- •職員の定着、採用のために特定処遇改善加算を申請したい
- •賃金体系の見直しを同時に考える

# ハラスメント 対策

- •ハラスメントの定義と「怒り」の感情をコントロールする手法 を考える
- ●リスクマネジメントの考え方と手法について

# 就業規則

- •処遇改善加算申請要件を満たすための規則変更
- •働き方改革を推進するための規則変更

# 事業所経営

- •介護事業の数字の見方と利益につながるポイントを考える
- •介護事業所がやるべき財務改善項目とは?

まずは!下記までご相談ください。(裏面にFAX申込書がございます) (公財)介護労働安定センター岡山支部 〒700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL: 086-221-4565 FAX: 086-221-4572

# FAX申込書『雇用管理改善相談』 (086-221-4572)

#### 【委嘱コンサルタントのご紹介(順不同)】 《コンサルタント相談》 中原 俊 (特定社会保険労務士・行政書士・産業カウンセラー) 笹井 茂 樹 (特定社会保険労務士) 田村 典子 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント) 旭 牛 (特定社会保険労務士・行政書士) 貴子 (特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント) 中前 佐藤起世子 (特定社会保険労務士) 出原 吉 人 (特定社会保険労務士) 内田 直 孝 (社会保険労務士)

清 水 晃 (税理士法人久遠 介護・医業経営支援部部長)

眞司 (中小企業診断士)

松田

申込日:令和 法人名: 事業所名: 所在地: TEL: FAX: 担当者: (氏名) (役職) 主な事業(〇で囲んでください) ①訪問介護 ②通所介護 ③特養 4)老健 ⑤特定施設入居者生活介護 ⑥小規模多機能型居宅介護 ⑦認知症対応型共同生活介護 ⑧居宅介護支援 ⑨家政婦紹介所 ⑪その他( 相談内容(具体的にご記入ください) 相談のご希望日 第1希望 □ ( 月 **H** ( 第2希望 月 ) 第3希望 月 ⊟ ( 103 :

# メンタルヘルス講習会のご案内

職員の働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするため、メンタルヘルスの講習会を 実施しています。

~専門のカウンセラーが無料で講習を行います~

# ヘルスカウンセラーによるメンタルヘルス講習 (職場のメンタルヘルスケア)

介護労働者が心身ともに健康で働ける環境を整えることは、職員の働く意欲の向上や定着促進はもとより、介護サービスの質の向上にもつながります。 介護労働者の心身両面にわたる健康管理を進めていくためにも、メンタルヘルス講習を取り入れてみてください。(1時間もしくは1.5時間)

# 職場のストレス対策は できていますか?

- ・ストレス発生のメカニズム
- ・ストレスをためない生活習慣
  - ・今すぐ出来るセルフケア



# 職場のコミュニケーションはとれていますか?

- ・上司と部下、職員同士のコ ミュニケーションをよくしたい
  - ・チームワーク力を高める には?

# 職員参加型のメンタルヘルス講習を開催します!

- ・座学とワークで楽 しく受講できます
- ・セルフケアとコ ミュニケーションに ついて学びます

まずは!下記までご相談ください。(裏面にFAX申込書がございます)

(公財)介護労働安定センター岡山支部 = 700,0004

**〒**700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL: 086-221-4565 FAX: 086-221-4572

# FAX申込書『メンタルヘルス講習会』 (086-221-4572)

【委嘱コンサルタントのご紹介(順不同)】

# ≪健康確保相談≫

平井 勝洋 (産業カウンセラー・キャリアコンサルタント)

中谷 優子 (産業カウンセラー)

				申込日:令	和年	月 日			
法人名:			事業所名:						
所在地: <b>〒</b>	_		<u> </u>						
TEL:	_	_	FAX:	_	_				
担当者:									
(役職)	(役職) (氏名)								
主な事業(〇つ	で囲んでください)	)							
①訪問介護	②通所介護	③特養 ④老健	⑤特定施設入居者	生活介護	⑥小規模多機	能型居宅介護			
⑦認知症対応	心型共同生活介護	8居宅介護支援	受	⑩その他	(	)			
相談内容(具体	本的にご記入くだる	さい)							
相談のご希望E	3								
第1希望	月	⊟(	:	~	:	)			
第2希望	月	⊟(	:	~	:	)			
第3希望	月	⊟ (	:	~	:	)			

# 介護事業所等の事業主様、介護業務に従事されている皆様へ

# である! 無料自該のご案内

# 人材育成や助成金に関する お悩み・お困り事はございませんか?

当センターが委嘱する専門家である介護人材育成コンサルタントが 人材育成(能力開発・助成金)や各種ご相談を無料で実施致します。

※ご相談時間等には制約がございます。

# ●人材育成(能力開発)

【研修・計画など】

- 職員の研修計画の立て方は?
- ・ 処遇改善加算とキャリアパス?
- キャリアパスの作り方は?
- ・リーダーの育成の方法は?
- 新人研修の効果的な内容は?
- ・ 階層別研修ってどんな内容?

# 【人材育成の悩み】

- ・ 職員が研修を受けたがらない…
- ・研修の効果が出ていない…

など

# ●人材育成に関する助成金

- ・ 人材育成に使える助成金は?
- 助成金の申請方法は?
- ・書類の作成方法がわからない…
- ・助成金を使ってみたい…

など

∞人材育成コンサルタントとは・・・

当センターの委嘱を受けた、人材育成に 詳しい専門家(社会保険労務士、キャリア コンサルタント、人事・教育担当者)です。

まずは!下記までご相談ください。(裏面にFAX申込書がございます)

(公財)介護労働安定センター岡山支部

**〒**700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL: 086-221-4565 FAX: 086-221-4572

# FAX申込書『専門家による無料相談』 (086-221-4572)

		人材育成 <b>修コーディネ</b>			ントのこ	ご紹介	(順不同				
	中前	貴子	(	(特定社会	保険労務士	• + + 1	ノアコンサル	レタント	)		
	侍留	侍留 慶子 (特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)									
	田村 典子 (特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)										
	平井 勝洋 (キャリアコンサルタント・産業カウンセラー)										
	大森	かずめ	(	(キャリア	コンサルタ	ント・暦	産業カウン	セラー)			
	細川	弘志	(	(キャリア	コンサルタ	ント)					
							申込日:令	禾(1	年	月	В
法人(社)名:					事業所名	, . ] ·					
所在地: <b>「</b>	= _										
TEL:	_				FAX:		_		_		
担当者:					•						
(役職)				(氏名)	)						
主な事業(〇	つで囲んでくだ	さい)									
①訪問介護	复通所介記	隻 ③特割	<b>§</b> 4	老健	5特定施設	入居者生	活介護	⑥小規模	莫多機能	型居宅が	介護
⑦認知症対	对応型共同生活	介護 8	居宅介	護支援	⑨家政婦約	紹介所	⑩その他	3 (			)
相談内容(身	具体的にご記入	ください)									
相談のご希望	2日時										
第1希望 令	和 年	月	⊟ (	)	(	:		~	:		)
第2希望 令	和年	月	日(	)	(	:		~	:		)

第3希望

令和

年

月

日(